

災害時の支援に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と株式会社パスコさいたま支店（以下「乙」という。）は、和光市において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の乙の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等に、甲が乙に対して、乙が自主的に撮影した航空写真等（以下、「航空写真等」という。）の提供等の支援を要請する際の手続きその他必要な事項を定めることにより、災害に対する迅速かつ的確な対応を図ることを目的とする。

（支援内容）

第 2 条 甲は、災害時等に、和光市域における災害発生箇所を対象範囲とし、次の各号の事項について、乙に支援（以下、「本件支援」という。）を要請することができるものとする。

- （１） 航空写真等の提供
- （２） その他、甲乙協議して決定した内容において地理情報を用いた災害復旧に関すること

（支援実施）

第 3 条 乙は、甲から本件支援の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、次の各号の事項に該当する場合、乙は当該要請に応じることができないことを予め同意する。

- （１） 乙が予定している作業拠点が被災し、支援に必要な機材、作業場所が稼働できない場合
- （２） 乙の作業員が被災し、支援に従事できない場合
- （３） 国、関係機関等により、飛行規制が行われた場合
- （４） 通信インフラの不通または輻輳等により、通信回線が利用できない場合
- （５） 想定できない事象により支援できない場合
- （６） その他、災害が継続している等特別の理由がある場合

（費用負担）

第 4 条 第 2 条第 1 号に定める支援については無償とする。

2 第 2 条第 2 号に定める支援の費用負担については甲乙協議するものとする。

（支援要請の手続き）

第 5 条 甲から乙への支援要請については、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要する場合等の特別な事情により書面による通知が難しい場合は、口頭での要請ができるものとする。なお、口頭で要請を行った場合は、甲は速やかに上記書面を乙に提出するものとする。

- （１） 支援要請の内容
- （２） その他必要な事項

2 前項の定めに関わらず、乙は災害対策本部が和光市に設置されたことを知った場合、乙の判断により第 2 条第 1 号に掲げる支援を行うことができる。

(支援の報告)

第6条 乙は、本件支援が完了したときは、書面で甲に報告するものとする。

(資料の提供)

第7条 乙は、本件支援を行うために、書面により必要な資料の提供を甲に求めることができる。書面には、次の各号に掲げる事項を記載することとする。

(1) 必要な資料の内容

(2) 資料の利用用途

2 甲は、前項の規定による資料提供の依頼が行われた場合において、その理由が適当と認めたときは、乙に当該資料を提供しなければならない。

3 乙は、本件支援が完了したときは、甲から提供された資料について、甲に返却しなければならない。この場合において、乙は、提供された情報が電磁的記録として乙の所有する機器等に残るときは、当該情報を復元不可能な状態にしなければならない。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては危機管理室、乙においては営業課とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(遵守事項)

第9条 甲は、航空写真等及び本件支援により乙から甲に提供した資料等を内部目的のために使用又は利用するものとし、第三者に有償無償を問わず、航空写真等を使用又は利用並びに配布、譲渡、貸与、販売、リースする行為を行ってはならない。

(非保証)

第10条 乙は、航空写真等及び本件支援内での提供資料については、現状有姿のまま甲に提供するものとし、当該航空写真等及び資料等に欠落等がないこと及び品質については一切保証しない。

2 乙は、本件支援について、甲が期待する機能・性能・価値を有すること、及び目的・利益・その他の要求を満足するものであることにつき一切保証しない。

(機密保持)

第11条 乙は、甲の支援にあたり知り得た、甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用したりしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

(個人情報)

第12条 乙は、甲の支援にあたり知り得た、甲が取り扱う個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」に従いこれを取り扱わなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第13条 乙は、情報セキュリティの重要性について強く認識し、支援の実施に当たっては甲が定める情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティ事故等の発生を確認した場合は、遅滞なく甲にその詳細を報告し、甲の判断を仰ぐものとする。

(知的財産権)

第14条 航空写真等の知的財産権については、乙に帰属するものとする。ただし、甲が保有する情報を利用して作成されたデータの知的財産権については、支援終了後に甲乙協議するものとする。

(準用)

第15条 この協定は、和光市国民保護計画においても準用する。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めるものの他、必要な事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるところとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年10月18日

甲 和光市広沢1番5号
和光市
和光市長 松本武洋

乙 さいたま市見沼区東大宮4丁目74番6号
株式会社パスコ さいたま支店
支店長 向井秀治

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による支援を実施するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による支援に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この協定による支援に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この協定による支援を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による支援に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(持ち出し禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による支援に係る個人情報を支援の実施場所以外に持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による支援を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この協定による支援を実施するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この協定による支援を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報(資料等含む。)を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法(確実に消去する等)によるものとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。協定の期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協定の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。